令和８年１０月２１日（水）
１６時～　奄美和光園　会議室

奄美和光園の未来を考える会

(説明)・・20分

1. 国立療養所奄美和光園の概況について

2. 国立療養所奄美和光園の将来構想について

3. 歴史的建造物の保存について

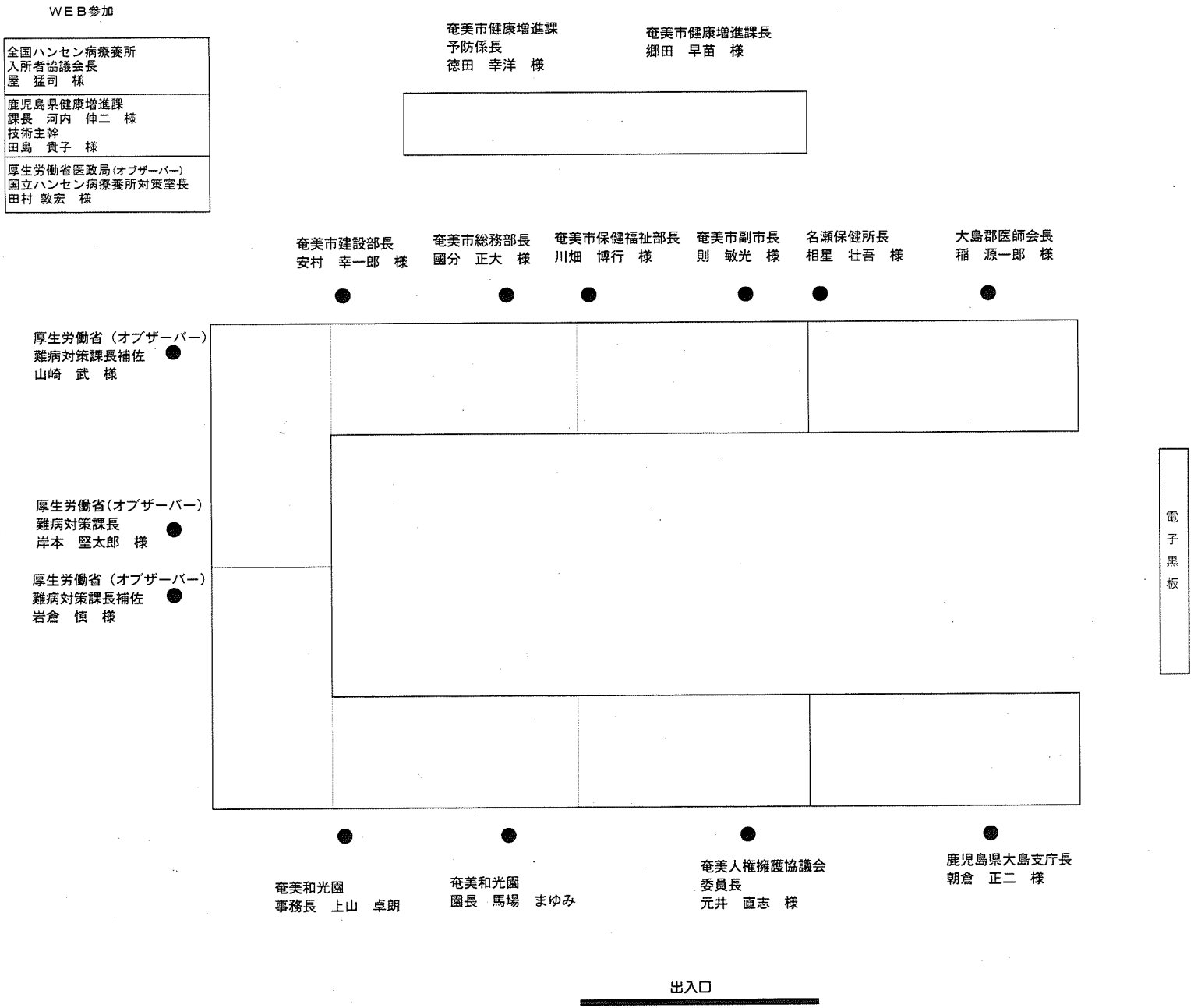
(議題)・・40分

4. 奄美和光園の未来を考える会規約及び委員について

5. 会長、副会長の選出について

6. 今後のスケジュールについて

第１回　奄美和光園の未来を考える会



概　　況

所　　管	厚生労働省
園　　長	厚生労働技官　馬場　まゆみ
所 在 地	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地 〒894-0007　　Tel　0997-52-6311 Fax　0997-53-6230
創　　立	昭和18年4月5日
敷地面積	126，221㎡
建物延面積	12，910㎡
医療法定床	122床
交通の便	◎鹿児島空港より奄美空港まで飛行機で50分 ◎奄美空港より「しまバス」にて40分、浦上農業試験場前バス停下車、徒歩30分 ◎奄美市中心部発「しまバス」にて10分、和光園前バス停下車 ◎名瀬港よりタクシーで10分

沿　　革

S 18.4	定床100床が完成し、名称を「奄美和光園」と定めた。
S 19.3	入所者19名で、開園式を挙行するも、戦争の激化とともに入所者は離散し、終戦(S20. 8)となった。
S 21.2	2. 2宣言により、奄美群島は沖縄と共に日本から行政分離され、米軍統治による群島政府管轄となった。
S 22.2	特別軍政布告第13号「らい患者強制収容布告」が発せられる。
S 23.9	沖縄愛楽園より107名引き揚げ入所 入所者は一躍360名となった。
S 24.4	入所者自治会(和光会)発足。
S 25.2	全員に治療薬プロミン注射開始。
S 28.8	らい予防法、改正公布(法律214号)
S 28.12	本土復帰、再び厚生省に移管。
S 43.4	皇太子同妃殿下の行啓。
S 46.4	高松宮同妃殿下ご来園。
S 47.10	天皇皇后両陛下行幸啓。
S 58.3	一般外来保険診療開始。
S 63.12	人事院総裁賞を受ける。
H8. 4	らい予防法廃止に関する法律実施。
H10.7	らい予防法違憲国家賠償訴訟、提訴。
H13.5	国賠訴訟・熊本地裁判決、国控訴せず確定。
H14.1	和解に関する基本合意書、調印。
H14 4	社会復帰支援事業施行。
H15.11	天皇皇后両陛下行幸啓。
H17.12	和光トンネル(1, 820m)開通。
H19.12	不自由者棟(ゆらいの郷)完成。
H21.4	不自由者棟(あすなろ)完成。
H23.2	日本医療機能評価　Ver6.0　認定。
H25.4	一般入院保険診療開始(皮膚科)。
H25.11	創立70周年記念式典。
H28.5	日本医療機能評価　一般病院1＜3rd Ver1.1＞　認定。
R 2. 5	医療法定床122床に変更。
R 2. 8	交流会館(歴史資料館)開館。
R 4. 6	旧霊安解剖棟・旧火葬場慰霊碑除幕式。
R 4. 9	日本医療機能評価　一般病院1＜3rdG Ver2.0＞　認定。

R５．11　創立80周年記念式典。

R８．３　厚生労働省より、当園における旧納骨堂を含む8箇所が歴史的建造物として認定。

職　　員

（令和8年10月1日 現在）

1 定 員 ・ 現 員　（ ）書きは期間業務、雇用継続、非常勤職員 【 】書きは再任用短時間の別掲

区 分	行政職(一)	行政職(二)	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	計
定 員	9	15	3	14	42	2	85
現 員	(11) 8	(16) 15	3	13	42	(3) 2	(30) 83 【0】

2 職 種 別 現 員

行政職(一)	
事務長	1
事務長補佐	1
福祉室長	0
班長	2
係長	4
係主任	0
ケースワーカー	0
一般職員	0
計	**8**
行政職(二)	
作業手	1
ボイラー技士	0
運転手	0
調理師	0
洗濯	0
看護助手(B)	14
義肢工	0
調理助手	0
計	**15**
福祉職	
医療社会事業専門員	2
計	**2**

医療職(一)	
園 長	1
副園長	0
医 長	1
医 師	1
計	**3**
医療職(二)	
薬剤科長	1
薬剤師	1
診療放射線技師長	1
臨床検査技師長	1
臨床検査技師	1
栄養係長	1
栄養士	1
作業療法士	2
理学療法士	2
言語聴覚士	1
歯科技工士	0
歯科衛生士	1
計	**13**
医療職(三)	
総看護師長	1
副総看護師長	1
看護師長	3
副看護師長	3
看護師	34
計	**42**
合計	**83**

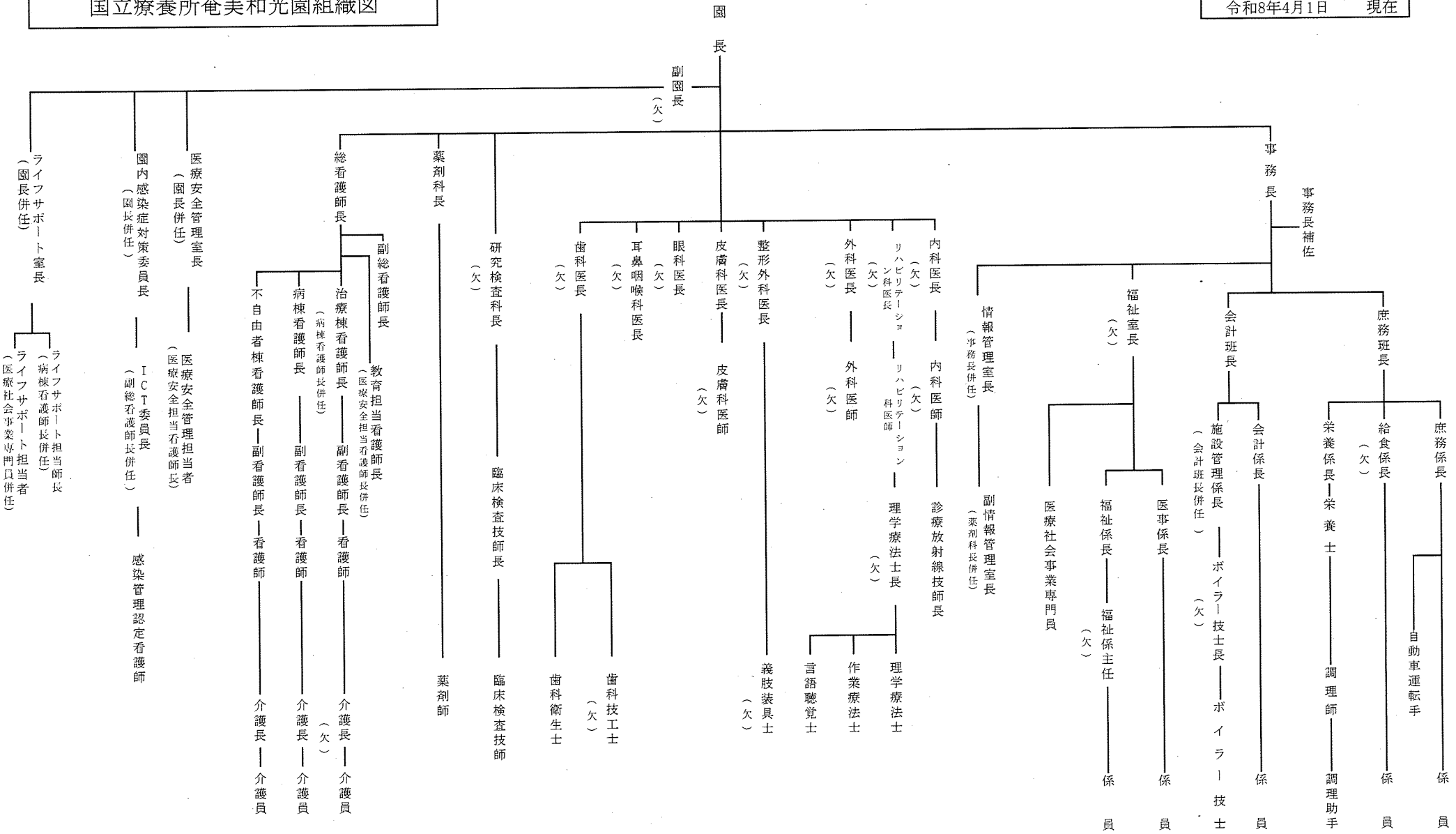
3 職 種 別 現 員（期間業務、雇用継続職員、非常勤職員）

事務補助	業務技術員	看護助手	医師	看護師	保育士MSW	計
11 (6)	12 (4)	4			3	**30 (10)**

※()書きは、非常勤職員の再掲

国立療養所奄美和光園組織図

令和8年4月1日　現在



奄美和光園・ハンセン病について

奄美和光園は、昭和18年４月５日に現在の地に開設され、国立ハンセン病療養所として厚生労働省が管理運営しています。この療養所の中で日々の生活を送っている人々を総称して“入所者”と呼んでいます。国立ハンセン病療養所は全国に13施設あり、和光園はその中で、入所者数が一番少ない施設となっています。和光園は三方を急峻な山々に囲まれ、その麓に細長く広がる形で存在しています。かつては人里離れた山間の地でしたが、平成17年に和光トンネルが開通し、今では奄美市中心部から車で５分の距離となりました。奄美大島は令和３年７月に世界自然遺産に登録されており、園内は奄美固有の植物で彩られその中を多くの野鳥が飛び交い、豊かな自然が南国特有の風情を醸し出しています。その中で入所者の方々は静かに暮らしています。今ではその数は５名となり平均年齢は87.0歳となっています。（令和８年１０月１日現在）

かつて入所者を苦しめたハンセン病は、細菌の感染によって起こる慢性の感染症であることがわかり、既に治療薬で治っています。しかしながら、多くの入所者には後遺症が残り、その対応が必要となっています。この後遺症には、眼の障害や手足の障害の他に皮膚の知覚障害や発汗障害等があります。和光園にある建物は、このような障害を持った状態でもうまく生活できるよう工夫されています。後遺症により階段の昇り降りが難しいため、平屋構造としたことによる長い廊下や滑りにくい床、明るさを落とした照明、年間を通じた温度や湿度の調整などがなされています。入所者は和光園を“終の棲家”と決め、医療だけでなく、看護・介護を含めた高齢者福祉を受けながら毎日の生活を送っています。

看護と介護

看護課では、「その人らしさを大切に」の理念のもと、入所者の看護・介護を行っております。入所者は、ハンセン病後遺症や合併症のため、重複障害を持ち高齢化も進んでいます。 入所者一人ひとりが「自分らしく生活している」と実感できるように看護師・介護員だけでなく多職種と連携して生活支援を行っています。

看護単位は治療棟・不自由者棟・病棟の3単位です。治療棟(外来)は入所者の外科・耳鼻科・歯科・眼科領域の診療援助と生活援助を行います。また一般舎入所者訪問を行い健康に関する相談や介護員による家事・身体援助も行っています。不自由者棟では個々の不自由度に合わせ日常生活の援助を行っており、病棟では、入院された入所者の方の治療がスムーズに行われると共にQOLが保てるよう個別性を大切にした看護を提供しています。

また、一般外来では地域住民の方々への皮膚科の診療が行われています。一般皮膚科入院制度として一般病床が4床あり、地域住民へ質の高い看護サービスの提供ができるよう日々努めています。

療養生活

現在、和光園の入所者は5名(令和8年10月1日現在)、ほとんどが奄美群島出身で、在園年数約60年、長い間故郷を離れ、生活を送っています。

園内では、夏祭りやクリスマス会などの催しが行われ、園外では、ショッピングやバスレクリェーションなどの活動をしています。

また、園内の菜園には、常に季節の野菜や果物が実っており、かつては畑仕事に汗を流す入所者もいらっしゃいましたが、高齢化のため難しくなりました。それでも職員の手助けのもと収穫の楽しみを味わっています。

奄美では多くの人々の理解と協力があり、地域社会との温かい交流が続いています。

一 般 外 来 患 者 数

（令和7年度）　　（単位：人）

月	初 診	再 診	合 計	1日平均患者数
R7. 4	42	214	256	23.3
5	50	204	254	25.4
6	33	158	191	27.3
7	55	198	253	21.1
8	56	204	260	21.7
9	60	201	261	21.8
10	35	181	216	24.0
11	41	188	229	25.4
12	54	219	273	22.8
R8. 1	37	198	235	23.5
2	38	174	212	23.6
3	53	240	293	22.5
合計	554	2,379	2,933	23.3

（令和8年度）　　（単位：人）

月	初 診	再 診	合 計	1日平均患者数
R8. 4	42	209	251	20.9
5	50	181	231	21.0
6	57	222	279	21.5
7	58	227	285	25.9
8	73	201	274	24.9
9	60	231	291	26.5
10				
11				
12				
R9. 1				
2				
3				
合計	340	1,271	1,611	23.3

年度別一般外来患者数（1日平均）　　（単位：人）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
35.6	34.0	29.7	23.5	22.1	22.3	23.3	23.3

一 般 入 院 患 者 数

(令和7年度)　　(単位:人)

月	入 院	退 院	延べ患者数
R7. 4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0
7	1	1	8
8	0	0	0
9	0	0	0
10	0	0	0
11	0	0	0
12	0	0	0
R8. 1	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
合計	1	1	8

(令和8年度)　　(単位:人)

月	入 院	退 院	延べ患者数
R8. 4	1	0	1
5	0	1	1
6	0	0	0
7	2	0	32
8	1	3	27
9	1	1	27
10			
11			
12			
R9. 1			
2			
3			
合計	5	5	88

年度別一般入院患者数(延べ)　　(単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	5	0	8	28	8	88

国立療養所奄美和光園の将来構想について

1 将来構想策定の経緯

ハンセン病の患者であった者等が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、入所者が減少した後も療養所を維持するための方策として、全国ハンセン病療養所協議会（全療協）の方針に基づき将来構想が策定された。平成16年から平成26年にかけて全国13療養所で策定され、主な柱は①医療・看護・介護の充実、②地域への開放と交流促進、③人権教育・普及啓発である。

2 休会前の自治会からの要望

・地域住民の治療及び入院が可能となる制度の確立（達成済み）
・歴史的建造物10箇所の保存整備（東屋展望台を除き整備済み）
・人権擁護委員会は倫理委員会が機能を担う

3 将来構想の主な経過

平成14年 8月　奄美市を事務局とする「和光園の将来構想を考える会」発足

平成16年 7月　長寿を主体とした医療センター整備を厚生労働省へ要望

平成20年12月　同様施設が存在するため計画なしとして要望見送り

平成22年 8月　将来構想検討委員会再発足

平成23年 3月　医療・看護・介護の充実、地域交流、人権啓発等を柱とする方針策定

平成24年 4月　自治会より地域住民の治療・入院制度導入を要望

平成23年　　皮膚科医師採用

平成25年　　入院病床4床設置

4 将来構想の達成状況

当園では皮膚科医師の採用及び入院病床の整備により、地域住民の治療及び入院を受け入れる体制を構築した。このことから、当時の自治会長から入所者が生きている間の将来構想は100%達成されたとの評価が示され、園内放送及び80周年記念誌においても紹介された。

5 今後の課題と永続化への取組

今後の重要課題は、入所者が一人もいなくなった後においても、ハンセン病隔離政策の歴史や入所者の歩みを後世へ伝える「永続化」の実現である。将来構想でも、和光園を忘れさせない取組及びハンセン病問題の普及・啓発が掲げられ、歴史資料館機能や歴史的施設保存の考え方が示されている。

永続化に向けては、厚生労働省の要請に基づき、入所者自治会、療養所及び地元自治体による議論が進められている。当園においても奄美市と連携し、保存すべき歴史的建造物の選定を進めた。

保存対象施設は、旧納骨堂、旧火葬場、旧霊安解剖棟、双葉分校跡、少年舎跡、少女舎跡、未感染児保育所跡、高倉、東屋、浄水場跡の 10 箇所に、追悼の場として現在の納骨堂を加えた計 11 箇所である。

このうち高倉、東屋、浄水場跡を除く 8 カ所は国有財産化手続が完了しており、令和 8 年 3 月に歴史的建造物として正式認定を受けた。残る 3 箇所についても手続きが進められている。

今後、歴史的建造物以外の外来管理棟、病棟、不自由者棟及び一般舎地区を、どのように活用するかということが課題である。

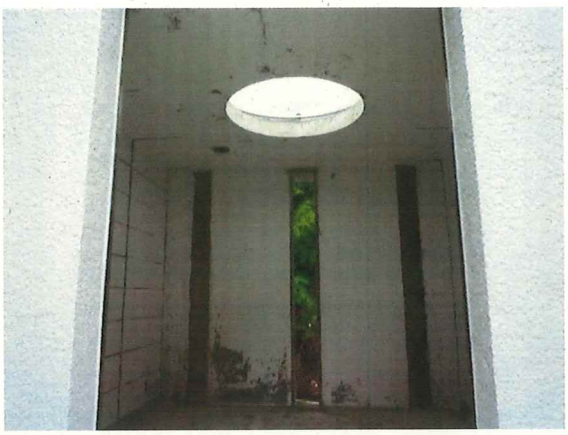
6 まとめ

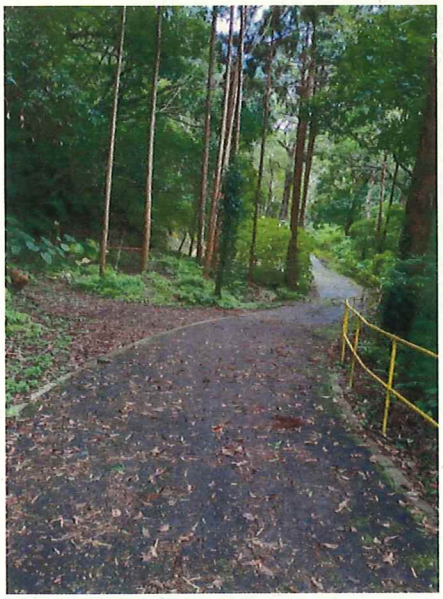
奄美和光園の将来構想は、地域医療への貢献という自治会要望を達成し、一定の成果を収めた。今後は「永続化」を中心課題とし、奄美市、厚生労働省その他関係機関と連携しながら、歴史的建造物を含む療養所の保存のあり方、資料の継承及び人権啓発活動の推進を通じて、ハンセン病問題の歴史と教訓を次世代へ確実に継承していくことが求められる。


歴史的建造物配置図
①
旧納骨堂
名瀬市出身の彫刻家
基 俊太郎が
S38(1963)年に設計
(キャンティレバー構造)
②
旧火葬場
(慰霊碑)
③
旧霊安解剖棟
(慰霊碑)
④
双葉分校跡
⑤
少年舎跡
⑥
少女舎跡
⑦
未感染児保育所跡
⑧
高 倉
⑨
東屋
⑩
浄水場跡
⑪
現納骨堂
和光トンネル
至名瀬市街地
国道58号線 和光バイパス
隔地境界線
ダチュラ
ヒカゲヘゴ
農耕地
ダチュラ
(エンジェルランペット)
若竹寮2
若竹寮1
観寮4
観寮3
観寮2
観寮1
不自由者B棟
不自由者A棟
空調機械室
更衣棟
病棟
保育所
公19
公20
公21
公22
公23
公24
公26
外来管理治療棟
駐車場
車庫
納骨堂
高倉
多目的ホール
交流会館
売店
福祉センター
福祉作業棟
和光会事務所
カトリック教会
研修棟
受電棟
総合汚水処理槽
公
公25
公27
奥万上橋
臨時駐車場
サービス棟
受水槽
さゆり荘
(一時宿泊所)
トイレ
2寮2
2寮1
3寮2
4寮2
5寮2
6寮2
7寮2
3寮1
4寮1
5寮1
6寮1
7寮1
朝日寮1
朝日寮2

対象建造物等：①　旧納骨堂









＜すべて現状の写真＞

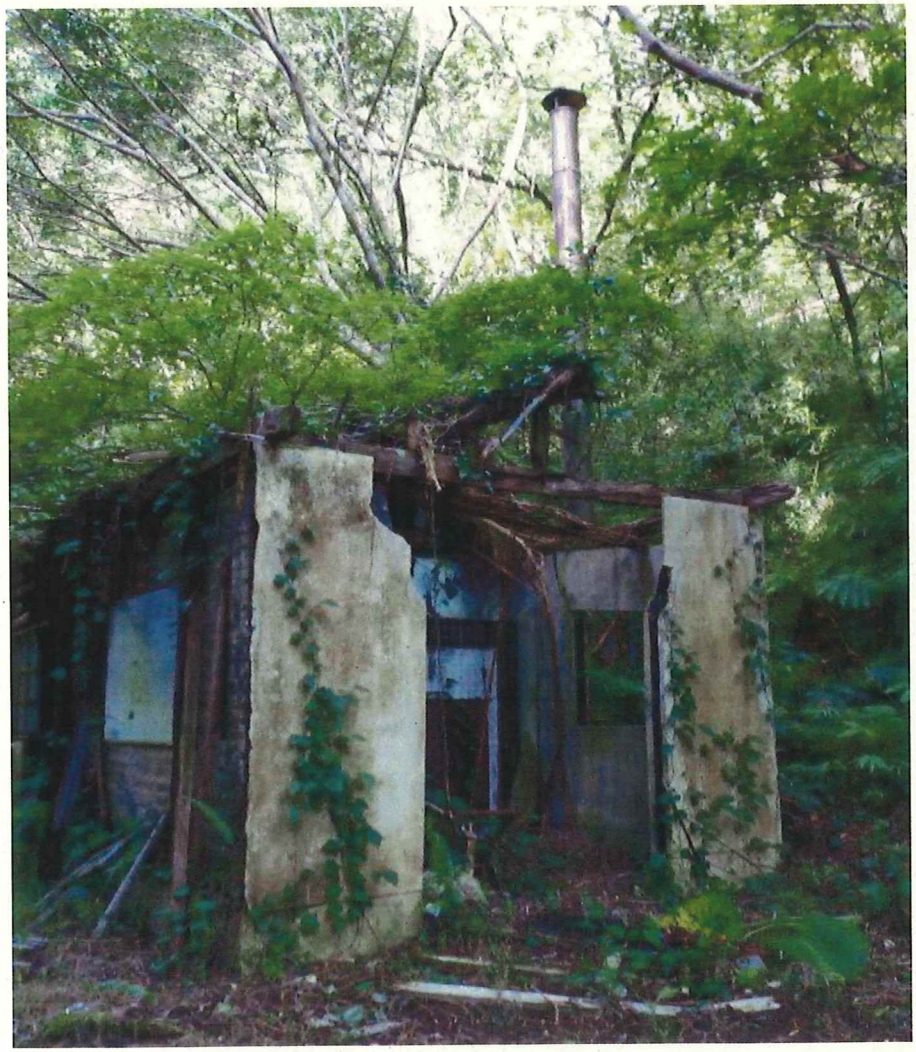
[建造物の概要]
【用途】納骨堂
【建設年】昭和 38(1963)年
【構造】鉄筋コンクリート造
【規模】地上 1 階
【面積】建築面積・延床面積；6.3 ㎡
・大西基四夫園長（当時）の依頼を受け、名瀬市出身の彫刻家、基俊太郎が設計、職員、入所者の勤労奉仕により完成した。
・昭和 60(1985)年まで使用していた。
[現在の状況]
老朽化が著しかったので今後の保存に耐えられるよう復元・修復した。
平成 30(2018)年 10 月補修完了。

[対象選定の観点]
　昭和 60(1985)年代まで使用され、入所者の精神のよりどころでもある。
また、一般舎地区から山にあがっていく過程で、旧霊安解剖棟、旧火葬場を通り、小川を渡って旧納骨堂にて永眠するという一連のストーリー性があり、これらの施設と一体で保存したい。
なお、本件は平成 25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　下記意見による費用

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　平成 30(2018)年に一度補修工事は行われたものの、現地までの道は狭隘で車の離合は困難であり折り返しもできない。また草木が生い茂っており、ハブ等の危険生物も生息しているため木の伐採も必要である。さらに雨天時は道に泥水が流出するため対策が必要である。
[奄美市の意見]
　旧納骨堂周辺やそこまでの道のりについて、山間のため普段からの維持管理が大変そうである。自治会からの意見と同様、周辺の整備を検討してほしい。

対象建造物等：②　旧火葬場



＜取り壊されており現存しない＞



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】火葬場
【建設年】昭和 31(1956)年
【構造】コンクリート造？
【規模】地上 1 階
【面積】建築面積・延床面積；不明

[現在の状況]
　昭和 31(1956)年火葬場が新設され、平成 3(1991)に火災が発生したのを機に使用されなくなった。
その後の火葬は、奄美市斎場を利用するようになり、平成 12(2000)年、旧名瀬市へ廃止届を提出した。
また、老朽化が著しく崩壊の危険があるため、整備工事により解体、コンクリート舗装のうえ写真入り慰霊碑を建立。

[対象選定の観点]
　亡くなられた入所者は平成 3(1991)年代までこの地で火葬されていたが、その後は奄美市斎場を使用している。
国の隔離政策のもと、差別・偏見の歴史を後生に伝える施設として保存したい。
また、一般舎地区から山にあがっていく過程で、旧霊安解剖棟、旧火葬場を通り、小川を渡って旧納骨堂にて永眠するという一連のストーリー性があり、これらの施設と一体で保存したい。
　なお、本件は平成 25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　下記意見による費用

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
［園］
　旧納骨堂と同様、現地までの道は狭隘で車の離合は困難であり折り返しもできない。また草木が生い茂っているためハブ等の危険生物も生息しているため木の伐採も必要である。
さらに雨天時は道に泥水が流出するため対策が必要である。
［奄美市］
　過去の写真や証言等から図面を復元したほうがよい。

対象建造物等：③　旧霊安解剖棟



＜取り壊されており現存しない＞



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】解剖室・霊安室
【建設年】昭和 46(1971)年
【構造】木造
【規模】地上 1 階
【面積】建築面積・延床面積；46.36 ㎡

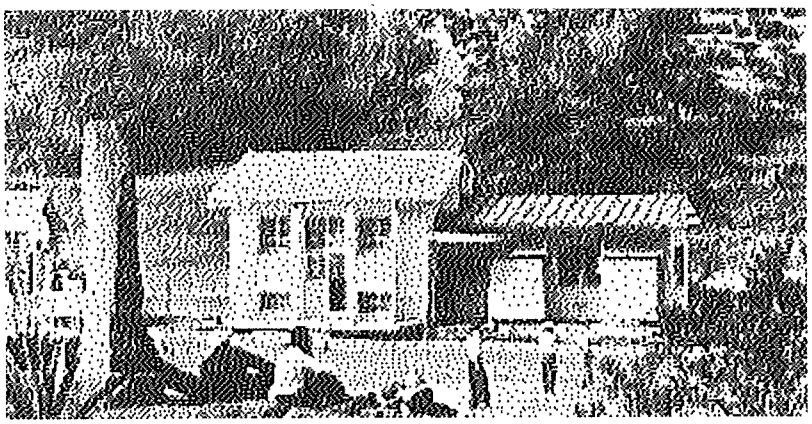
[現在の状況]
昭和46(1971)年完成、平成3(1991)年7月までの約20年間使用された。また、解剖室ではお通夜等も行われていたと言われている。なお、老朽化が著しく崩壊の危険があるため整備工事により解体、コンクリート舗装のうえ写真入り慰霊碑を建立。

[対象選定の観点]
一般舎地区から山にあがっていく過程で、旧霊安解剖棟、旧火葬場を通り、小川を渡って旧納骨堂にて永眠するという一連のストーリー性があり、これらの施設と一体で保存したい。
なお、本件は平成25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
下記意見による費用

[WGで出された意見、自治会等の意向等]
[園]
旧納骨堂と同様、現地までの道は狭隘で車の離合は困難で折り返しもできない。また草木が生い茂っているためハブ等の危険生物も生息しているため木の伐採も必要である。
さらに雨天時は道に泥水が流出するため対策が必要である。
[奄美市]
過去の写真や証言等から図面を復元したほうがよい。

対象建造物等：④　双葉分校跡



＜当時の建物（現存しない）＞



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】小中学校
【建設年】昭和27(1952)年頃
【構造】不明
【規模】不明
【面積】建築面積・延床面積；不明

[現在の状況]
戦後奄美出身者の本土からの引き上げ及び学齢児の入園などもあり、入所者の中から学校設置の要望が高まったことにより、入所者の有識者を教師として教育を始めたのが双葉分校の始まりである。昭和27年(1952)ごろ小学生3名、中学生3名にて開始した。
校舎はなく公会堂（旧礼拝堂）を教室とした。その後、昭和28(1953)年に大島郡三方村立朝日小学校双葉分校、朝日中学校双葉分校となり、昭和30(1955)年に名瀬市立朝日小学校双葉分校、朝日中学校双葉分校に校名を変更した。昭和30(1955)年に正式校舎が現在のさゆり荘付近に建設落成

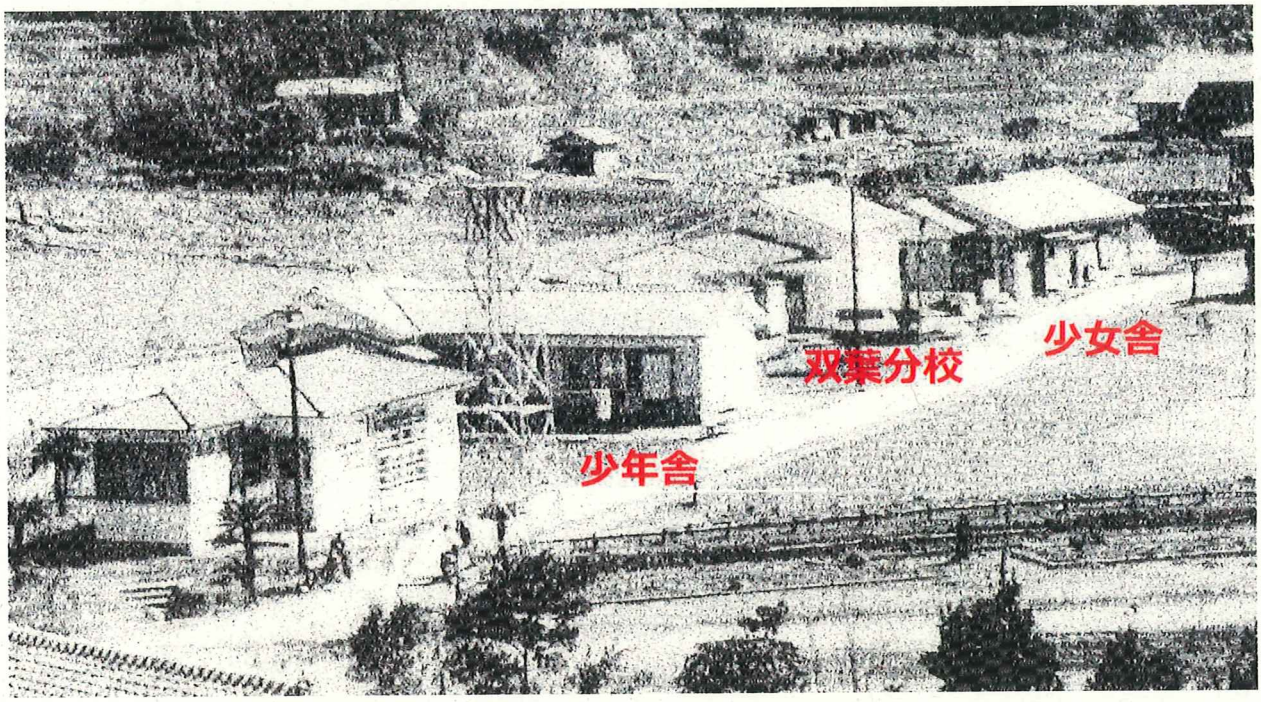
14名の生徒が分校から巣立ち、平成3(1991)年度限りで廃校となった。
建物は現存せず、案内板のみ設置した。

[対象選定の観点]
　ハンセン病における偏見・差別の歴史として後生に伝えたい。
なお、本件は平成25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　ー

[WGで出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　引き続き保存する。
[奄美市]
　過去の写真や証言等から図面を復元したほうがよい。

対象建造物等：⑤　少年舎跡



＜当時の建物（現存しない）＞



＜現在＞
[建造物の概要]
【用途】入所者居室
【建設年】不明
【構造】不明
【規模】不明
【面積】建築面積・延床面積；不明

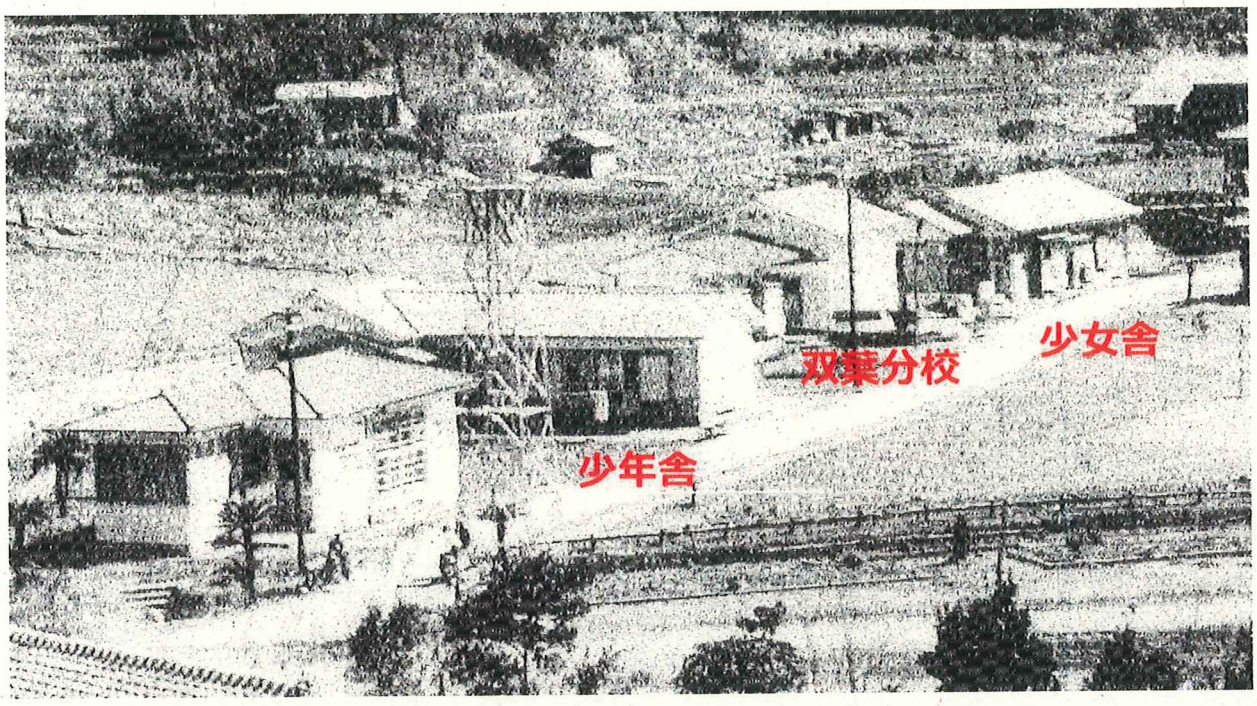
[現在の状況]
　上記、双葉分校を挟んで、左側の場所に少年舎があった。この少年舎には、教育係の入所者がお父さん・お母さんと呼ばれ世話をしており、そのお母さん役の入所者が寝食を共にしていたと聞いている。
跡地に案内板を設置。

[対象選定の観点]
　ハンセン病における偏見・差別の歴史として後生に伝えたい。
なお、本件は平成25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　ー

[WGで出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　引き続き保存する。
[奄美市]
　過去の写真や証言等から図面を復元したほうがよい。

対象建造物等：⑥　少女舎跡



＜当時の建物（現存しない）＞



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】入所者居室
【建設年】不明
【構造】不明
【規模】不明
【面積】建築面積・延床面積；不明

[現在の状況]
上記、双葉分校を挟んで右側、現在宿泊施設になっているさゆり荘の場所に少女舎があった。

この少女舎には、教育係の入所者がお父さん・お母さんと呼ばれ世話をしており、そのお母さん役の入所者が寝食を共にしていたと聞いている。
跡地に案内板を設置。

[対象選定の観点]
　ハンセン病における偏見・差別の歴史として後生に伝えたい。
なお、本件は平成25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　ー

[WGで出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　引き続き保存する。
[奄美市]
　過去の写真や証言等から図面を復元したほうがよい。

対象建造物等：⑦　未感染児保育所跡



＜当時の建物（現存しない）＞



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】未感染児童の保育所
【建設年】不明
【構造】不明
【規模】不明
【面積】建築面積・延床面積；不明

[現在の状況]
　昭和 24(1949)年未感染児のための保育所として開設された。子ども 22 人に対し保母３人で保育し、その内９人は大熊の小学校へ通っていた。この他に園内で生まれた小学校前の子どもが 10 人程いて園内で両親と一緒に暮らしていた。
その後、昭和 48(1973)年 3 月朝日中学校へ通う２名の生徒が卒業して使命を終え、それ以降は職員の子女を預かる”あまみ保育園”として新たにスタートした。
なお、保育所の建物は現存しないので整地のうえ案内板を立て、見学できるようにしている。

[対象選定の観点]
　ハンセン病における偏見・差別の歴史として後生に伝えたい。
なお、本件は平成 25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　周囲は木々も生い茂り、雑草が生えやすい環境であるため定期的な除草、伐採の作業が必要である。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　引き続き保存する。
[奄美市]
　過去の写真や証言等から図面を復元したほうがよい。

対象建造物等：⑧　高倉



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】　国有財産台帳への登録が必要
【建設年】不明
【構造】不明
【規模】不明
【面積】不明
[現在の状況]
　昭和 43(1968)年 4 月 7 日の皇太子殿下（現平成上皇）、美智子妃殿下（現上皇后）の行啓を記念して、御歌碑の前の広場を公園として整備し、両殿下の行啓記念碑とともに昭和 44(1969)年 4 月 7 日に竣工した。記念公園竣工に合わせて池を掘り、亜熱帯の植物を植えた。高倉（歴史的建造物）は、レジャーパークにあったものを、奄美市の協力で移設したものである。

[対象選定の観点]
　高倉を含む一帯が記念公園となっており、ハンセン病における偏見・差別の歴史として後生に伝えたい。なお、本件は平成 25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　記念公園内は草地、樹木が多いため定期的な草刈りや剪定が必要。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　引き続き保存する。
[奄美市]
　概要部分の情報を詳細に記載する。移設年月日等も過去の資料より調査すべき。

対象建造物等：⑨　東屋



＜完成当時の様子＞



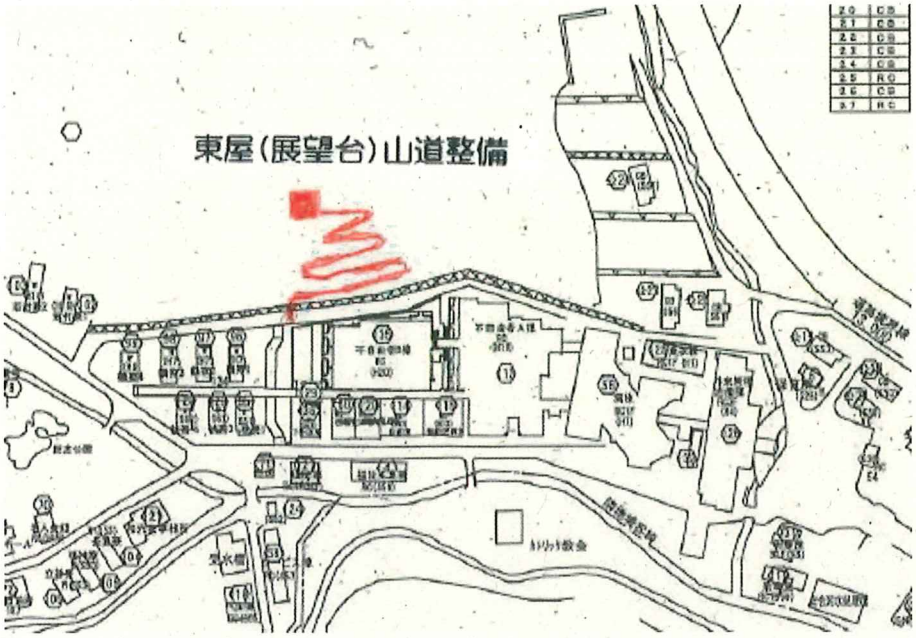
＜登り口＞



＜荒れた山道＞



＜頂上の東屋＞



[建造物の概要]
【用途】　展望台（国有財産台帳への登録が必要）
【建設年】昭和 33(1958)年頃
【構造】休憩所を含む山道
【規模】不明
【面積】不明

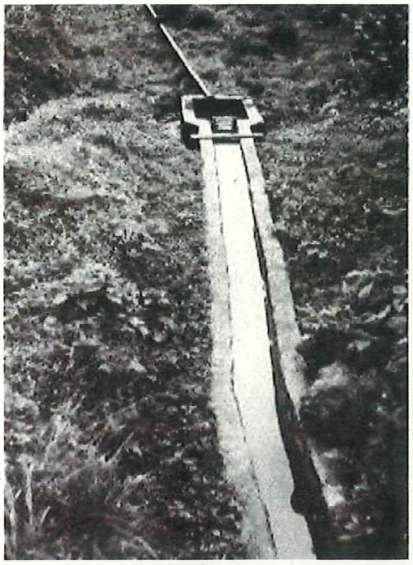
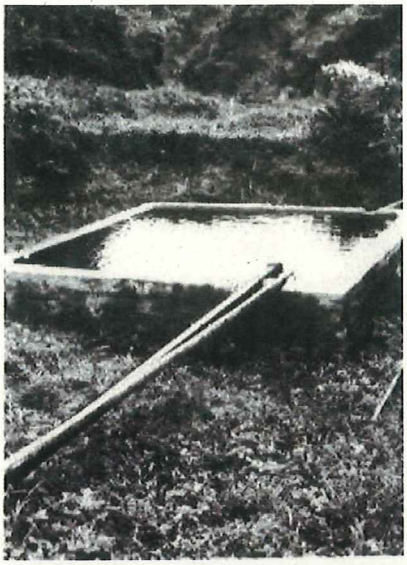
[現在の状況]
　麓から曲がりくねった道路を 100m程登っていくと終点に東屋がある。
東屋もそこへ続く道路も昭和 33 年の創立 15 周年記念事業の一つとして、入所者と職員の奉仕作業により完成した。当時は東屋からは園内全景が見渡せたが、現在は樹木が成長し、園内を見渡すことは出来ないうえ山道も荒れて足場も悪く、ハブ等の危険生物も生息する。
見学できるようにするため、山道整備が必要である。

[対象選定の観点]
　創立 15 周年記念事業の一環として完成し、入所者の語らいの場所として親しまれていたが、高齢化に伴い訪れる人もなくなり、長らく放置されてきた。
東屋までの道のりについても“隔離されたことによる生活の場”であり、登った先に東屋がある。さらに進むと奄美市街地に達することから脱走を試みる入所者もいたと聞く。
そういった歴史背景も含め当時の入所者の暮らしを伝える施設として山道及び展望台を保存したい。
なお、本件は平成 25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　見学者の安全を確保するため山道整備のための費用、その後も樹木に囲まれているため除草、伐採の作業が必要である。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　整備のうえ引き続き保存する。
[奄美市]
　東屋は奄美和光園の入所者たちの生活等を語る上で重要な建造物であり、現在容易に立ち入ることが困難な山道の整備は必要である。

対象建造物等：⑩　浄水場跡



＜当時の設備（現存しない）＞



＜現在＞

[建造物の概要]
【用途】　給水設備　（現在は用途廃止しているので再度国有財産台帳への登録が必要）
【建設年】昭和 18(1943)年頃
【構造】不明
【規模】不明
【面積】不明

[現在の状況]
　昭和 18(1943)年、開園当初、谷川の水を堀割を設けて貯め、そこから竹の桶で配水設備を作った。しかし、谷川の水を直接使用していたので衛生的には劣悪であった。
この園内給水設備は、浄水設備ができる直前、昭和 29(1954)年頃まで使用されていた。
今ではわずかにコンクリートの基礎が残るのみであり、案内板を設置している。

[対象選定の観点]
　当時の入所者の劣悪な生活環境を伝える施設として保存したい。
なお、本件は平成 25(2013)年現在休会中の入所者自治会と合意のうえ選定している。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　旧納骨堂へ通ずる経路上にあり、定期的な除草、伐採の作業が必要である。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　引き続き保存する。

[奄美市]
　残存状況の記録は取るべき。

対象建造物等：⑪　現納骨堂



＜現在＞

【用途】納骨堂
【建設年】昭和 59(1984)年 3 月
【構造】RC
【規模】52 柱
【面積】13 ㎡

[現在の状況]
　奄美和光園の納骨堂に納骨されている遺骨は、他の園に比べ、かなり少ない。
一つの要因として、奄美には昔から結いの心というのがあり、亡くなったらご先祖様と一緒に弔うという気持ちから、入所者のお子さんや親族が引き取るケースも多いと考えられる。

[対象選定の観点]
　亡くなられた入所者を追悼する施設として保存したい。
　毎年 11 月に「合同慰霊祭」を行い、入所者をはじめ、職員や関係者等が参列し、黙祷や献花を行い、これまでに亡くなられた多くの御霊の冥福を祈っている。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]
　以下の意見によりかかる費用。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]
[園]
　遺骨を保存するための管理費用（弔問者への対応、供花）だけでなく入所者家族等、関係者に対して行う慰霊祭開催費用も必要となる。
[奄美市]
　今後の老朽化のために、図面の記録は取ったほうがよい。

奄美和光園の未来を考える会規約

（名称）
第１条　本会は、奄美和光園の未来を考える会と称する。

（目的）
第２条　本会は、国立療養所奄美和光園の永続化について次の各号を検討するものとする。
（１）入所者がいなくなり、当園がハンセン病療養所としての機能を持たなくなった時以後の歴史的建造物以外の施設の活用に関すること。
（２）前号にかかる関係各所との調整に関すること。

（組織）
第３条　本会は、第２条の目的に賛同する機関及び団体で、別表に掲げる者をもって構成する。

（役員）
第４条　本会に会長及び副会長を置く。
２　会長は、会員の互選とする。
３　副会長は、国立療養所奄美和光園長とする。

（職務）
第５条　会長は、本会を代表し、総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　本会は会長が必要に応じて招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　本会は、必要があると認めるとき、委員以外の者の参加を求めることができる。

（事務局）
第７条　本会の事務局は、奄美市及び国立療養所奄美和光園に置く。

（経費）
第８条　本会開催にかかる経費（旅費、謝金等）については奄美市及び国立療養所奄美和光園の間で協議するものとする。

（雑則）
第９条　この規約に定めのない事項については、必要に応じてこの会に諮って、会長が定めるものとする。

（附則）
この規約は、令和８年１０月２１日から施行する。

奄美和光園の未来を考える会委員

	氏　　名	機　　関	役職
会長	朝倉　正二	鹿児島県大島支庁	支庁長
副会長	馬場　まゆみ	奄美和光園	園長
	相星　壮吾	名瀬保健所	所長
	河内　伸仁	鹿児島県保健福祉部健康増進課	課長
	稲 源一郎	大島郡医師会	会長
	屋 猛司	全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）	会長
	川畑　博行	奄美市役所保健福祉部	部長
	國分　正大	奄美市役所総務部	部長
	則　敏光	奄美市役所	副市長
	元井　直志	奄美人権擁護委員協議会	委員長
	安村　幸一郎	奄美市役所建設部	部長

【オブザーバー】

厚生労働省　医政局　国立ハンセン病療養所対策室
厚生労働省　健康生活衛生局　難病対策課

今後のスケジュール（案）について

年度	日　　程	内　　容
令和８年度	令和８年 10 月 21 日	**『議題・テーマ』** ①　奄美和光園の概況 ②　将来構想について経過説明 ③　歴史的建造物について ④　検討会規約、委員について ⑤　今後のスケジュールについて
	（時期未定）	**『議題・テーマ』** ①　和光園の土地建物の利活用方針について （現地視察及び検討の進め方）
令和９年度	（時期未定）	**『議題・テーマ』** ①　利活用方針案について意見集約 （メリット、デメリット、想定される課題）
	（時期未定）	**『議題・テーマ』** ①　永続化にかかる方針確定 ②　作業スケジュール （関係各所への手続き、説明）
令和 10 年度以降	（時期未定）	作業内容に応じて開催

※必要に応じて追加で開催

ハンセン病療養所の永続化の方向性について（考え方の整理）

○各ハンセン病療養所は、島、山間部、都市部など、様々な場所に立地しており、その時々の状況により、新設の建物や既に入所者の減少を踏まえて更地にする等、敷地内の構成にも変化が加えられてきた。

○療養所の永続化については、それぞれの地域における特性や経緯等を踏まえた入所者自治会、療養所及び地元自治体による地元での議論を重ねた上で、各地元の要望を踏まえた個別の対応が必要。

○歴史的建造物
（納骨堂、監禁室など）

○社会交流会館
（歴史資料館）

○上記の施設に付随する敷地や道路等

原則として
厚労省で管理

○歴史的建造物について、地元の議論によりリストアップし、残していくものを決定。保存し啓発に活用していく。

○歴史資料館等について、地元自治体から譲渡等の要望が無ければ厚生労働省の所有（※）として残し管理、啓発に活用していく。

※厚生労働省所管である国立ハンセン病資料館の支所として残すことを検討。

○上記以外の施設や敷地

・医療施設
・入所者の生活施設
・運動施設（野球場、テニスコートなど）
・その他施設

入所者自治会、療養所及び地元自治体による地元での永続化の議論

○地元での議論のうえ、以下の視点でゾーニングを作成。
・地元として残していきたいエリア・施設
・福祉施設などとして活用したいエリア・施設
・地元として自由な発想で活用（民間活用等も含め）していくエリア
※民間活用の場合でも、療養所があったことを示す案内図等を残すことが前提

○その上で、敷地の所有形態等も含め、保存や利活用のあり方を検討。

○自治体等が所有等を要望した場合、低額譲渡や賃貸等を検討する(財務省理財局と調整)。